

## 第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 第1節 在宅介護の支援
- 第2節 在宅医療・介護連携の推進
- 第3節 地域ケア会議の推進
- 第4節 生活支援サービスの充実
- 第5節 地域包括支援センターの機能強化
- 第6節 見守りネットワークの充実
- 第7節 居住環境の整備
- 第8節 各種相談体制の充実

## 第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の充実を引き続き図るため、包括的な支援体制の整備、地域づくり等を進め「地域共生社会」の実現を目指します。また、自立支援・重度化防止に向けて取り組みます。

### 第1節 在宅介護の支援

要支援・要介護状態となった高齢者が、住み慣れた在宅の生活を維持するためには、家族等による介護が不可欠です。高齢者を介護する家族が抱える問題は、身体・精神面での疲れや不安、仕事と介護の両立、経済面など多岐にわたることから、「介護離職ゼロ」に向け、家族等の介護者が、地域の中で孤立することなく、介護をしながら働き続けることができるよう、高齢者を介護する家族を支援し、家族の心身及び経済的負担を軽減するための事業を推進していきます。

#### (1) 家族介護に対する支援

##### ①在宅高齢者介護手当支給事業

家庭で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方の精神的、経済的負担を軽減するために介護手当を支給しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給件数（件）	30	25	29

#### 今後の施策展開

今後対象者の増加が見込まれるため、引き続き事業を実施するとともに、広報紙等で制度の周知を図ります。

##### ②家族介護用品支給事業

地域支援事業の一環として、要介護4または5で、町民税非課税世帯に属する高齢者を在宅介護する家族に対して、介護用品（紙おむつ・尿取りパッド等）を支給しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給件数（件）	22	16	14

#### 今後の施策展開

近年支給実績が減少していますが、家族の負担を軽減し、在宅生活の継続を図るためにも必要であり、今後も引き続き、事業を実施するとともに、広報紙等で制度の周知を図ります。

#### ③家族介護慰労金の給付

地域支援事業の一環として、介護保険サービスを利用せず、要介護4または5で、町民税非課税世帯に属する高齢者を介護する町民税非課税世帯の家族に対して慰労金を支給し、精神的及び経済的負担の軽減を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給件数（件）	1	1	1

#### 今後の施策展開

要介護4または5の認定者で介護保険のサービスを受けない方はほとんどいないため、実績が少ない状況が続いておりますが、介護者の介護に対する負担軽減及び高齢者の在宅生活の継続及び向上につながることから、引き続き事業を実施し、支援に努めます。

#### ④地域ふれあい介護相談

介護保険施設に委託し、家族を介護している方や介護について学びたい方に対して、介護相談、施設の見学や講演会、地域の介護サービスや介護の方法等の知識習得のための講座を実施しています。また、介護している方の情報交換や交流の場を提供しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施施設数（ヶ所）	3	3	3
つどいカフェ 開催回数（回）	6	6	6

#### 今後の施策展開

身近な施設で介護相談が受けられるよう、実施施設数の増加に努めるとともに、今後も継続して広報紙等での周知を行います。

## 第2節 在宅医療・介護連携の推進

加齢に伴う疾病構造の変化等により医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加に対応するため、退院後、在宅療養へ円滑に移行し、看取りまで切れ目なく適切な在宅医療・在宅介護サービスを提供するために、地域での関係機関における連携の強化を行います。

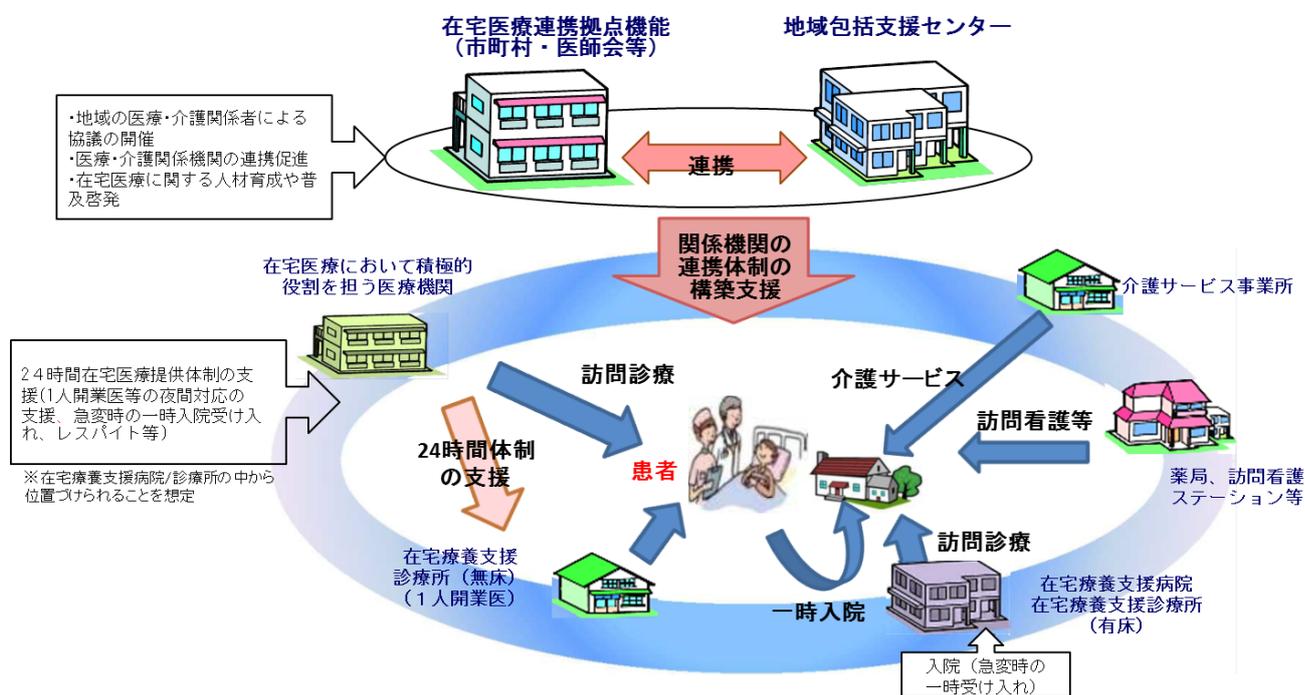
### (1) 在宅医療・介護連携の推進

医療・介護機関の分布、機能を把握するためのリストやマップを定期的に更新するほか、医療・介護の関係者が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握、課題の抽出、対応策の検討を行います。また、近隣市町とも連携して広域的な在宅医療・介護連携の在り方について検討し、多職種連携のための研修会や意見交換会を実施します。

#### 今後の施策展開

医療・介護の関係機関の連携支援体制の拠点として、平成30年度(2018年度)から新たに在宅医療・介護連携支援センターを設置し、相談業務や連携の調整等、在宅医療・介護連携の具体的な取り組みを実施していく予定です。

#### 【在宅医療・介護の連携イメージ】



### 第3節 地域ケア会議の推進

地域包括ケアを推進していくためには、地域ケア会議を充実させていくことが大変重要です。支援を要する高齢者の多様なニーズに対応するため、「地域ケア会議」を通して個別ケース検討から地域の課題を抽出し、関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発等を行い、地域包括ケアシステムの推進を図ります。今期においては、「自立支援・重度化防止」の重点施策として、それぞれの地域ケア会議の一層の充実を図ります。

#### (1) 地域ケア会議の推進

地域課題の把握、地域ネットワークの構築を目的として、地域包括支援センターにおいて個別地域ケア会議を開催しています。

平成29年度（2017年度）下半期からは、リハ職等の専門職も参加する自立支援に主眼を置いた自立支援型地域ケア会議を実施しています。

#### 今後の施策展開

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、これまでの地域ケア個別会議のほか、自立支援・重度化防止の取り組みが重要であることから、具体的な取り組みとして、多職種連携による自立支援型地域ケア会議を毎月開催し、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施していきます。

#### (2) 個別課題から地域づくりへ

個別地域ケア会議において個別支援の取り組みを重ね、把握された地域課題に対し、地域の実情に応じた地域資源の開発やネットワークの構築を進めるため、地域ケア推進会議を開催し、医療や介護等、様々な分野の関係者との連携により、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

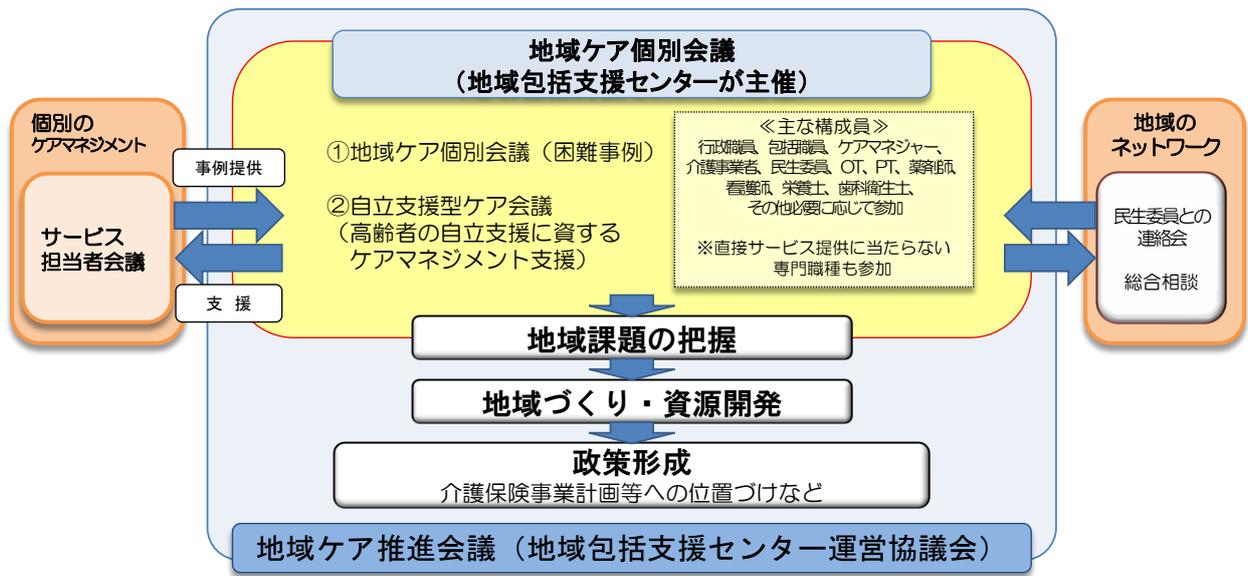
#### 今後の施策展開

保健、福祉、医療サービスやインフォーマルサービス（住民主体の活動を含む）を含めた地域ケアの総合的調整や提言を目指します。

#### ■第7期における自立支援・重度化防止に向けた目標値

【目標2 指標1～4】 地域ケア会議開催回数	目標値		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域ケア会議開催回数（回）	20回	22回	28回
個別地域ケア会議（回）	6回	8回	10回
自立支援型地域ケア会議 （回）（件数）	12回（24件）	12回（30件）	16回（35件）
地域ケア推進会議（回）	2回	2回	2回

【地域ケア会議の推進】



第4節 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く安心して生活するためには、高齢者一人ひとりの生活状況に応じた支援が必要です。

住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を目指します。

(1) 在宅福祉サービスの充実

①訪問理美容サービス

家庭で寝たきりの状態にあり、理美容院等に出向くことが困難な高齢者及び重度心身障がい者に対して理美容師が家庭を訪問し、理美容サービスを行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数 (人)	3	5	4
実施件数 (件)	7	11	13

今後の施策展開

今後も事業の周知・啓発の内容を充実させ、サービスの周知を図っていきます。

## ②寝具乾燥消毒サービス事業

日頃利用している寝具類の衛生的な管理が出来にくい高齢者及び重度心身障がい者の家庭に寝具の乾燥消毒装置を設置した車両で訪問し、寝具類の乾燥消毒を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	9	9	10
延利用回数（回）	64	73	73

### 今後の施策展開

広報紙等への掲載により、周知を図っていますが、利用者は少ない状況にあることから、周知・啓発の内容を充実させていきます。

## ③高齢者日常生活用具給付事業

一人暮らし高齢者等に、日常生活を安心して送るために必要な用具を給付しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
電磁調理器（件）	1	3	1
火災警報器（件）	4	2	0
自動消火器（件）	3	2	0

### 今後の施策展開

認知症等により火元の配慮が必要な世帯は今後増える見込みであり、一人暮らし高齢者等の安心安全な生活に寄与するため、一層の周知を図ります。

## ④緊急通報システム（安心ボタン設置）事業

一人暮らし高齢者等が急病や事故等の万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるよう、「あんしんボタン（ペンダント等）」を貸与し、高齢者の日常生活の安全の確保と不安解消を図っています。

施設入所等により廃止の件数が増えていますが、新規申請は年々微増しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規貸与件数（件）	8	11	8
貸与全数（件）	71	68	63

#### 今後の施策展開

近隣の協力を得て事業を実施することで、地域社会に見守りと連携の輪を確立し、高齢者の在宅福祉の増進に寄与していることから、引き続き事業を実施し、システムの充実と利用者の拡充を図ります。

#### ⑤生活管理短期宿泊事業

介護保険制度で非該当にあたる一人暮らし高齢者等が、体調不良に陥った等の緊急時に、一時的に宿泊し、体調を整えながら生活習慣等の改善を図っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数（人）	0	0	0
利用延日数（日）	0	0	0

#### 今後の施策展開

利用実績は少ない状況が続いていますが、緊急時に必要な事業であることから、今後も引き続き、支援を要する高齢者に対して宿泊サービスの提供を行います。

#### ⑥ごみの個別収集

一人暮らしで、近隣にごみの排出に協力を得られる人がいない高齢者に対し、町が直接自宅まで出向き、収集を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人）	21	23	20

#### 今後の施策展開

今後もニーズの増加が見込まれます。新しい介護予防・日常生活支援総合事業との整合性を図りながら、事業の検討を行います。

### ⑦くらしサポート事業（社会福祉協議会）

地域でお互いに助け合い安心して暮らし続けていけるよう、心身ともに健康で援助活動に熱意を持った方がサービス提供会員として登録し、人手がなく悩んでいる高齢者や障がいのある方々に、家事援助や見守り等のサービスを提供しています。

平成 28 年度（2016 年度）に実施した「生活支援サポーター養成研修」の受講生が提供会員として登録を行ったことにより、提供会員数が大幅に増加しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
提供会員（人）	7	9	29
利用会員（人）	12	20	33
年間利用回数（回）	214	266	421
利用時間数（時間）	271.5	387	688.5

#### 今後の施策展開

住民主体の生活支援サービスとして必要性の高い事業であることから、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携しながら今後も引き続き事業の実施主体である社会福祉協議会の支援に努めます。

### ⑧高齢者への移動支援

車いすを使用する高齢者や身体障がい者であって、心身の状態により他の公共交通機関の利用が困難な方に対して、移送手段を提供する福祉有償運送を、社会福祉協議会が実施しています。また、重度の障がい者を対象にタクシー券を交付し、タクシー利用料金の一部を助成しています。

#### 今後の施策展開

高齢化に伴い、自動車の運転に不安を感じる高齢者の増加が見込まれることから、幅広く高齢者の生活を支える体制の整備を図る必要があり、運転免許の自主返納を行った方等の高齢者に対する移動支援体制の整備を検討していきます。

## (2) 介護予防・生活支援サービスの充実

本町では、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日より総合事業を開始し、予防給付のうち、訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメントを移行しました。既存の訪問介護事業所・通所介護事業所やシルバー人材センターにより、介護予防給付と同等サービス（現行相当）及び生活援助型サービス（緩和型）を実施します。

介護予防・生活援助サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問型サービス（人）	-	-	1,479
通所型サービス（人）	-	-	2,041
介護予防ケアマネジメント（人）	-	-	1,679

訪問型サービス	内容	平成 29 年度 サービス提供事業所数
介護予防型訪問サービス （現行相当）	訪問介護員（ヘルパー）による身体介護及び生活介護	32 指定事業所
生活援助型訪問サービス （緩和型・事業所）	訪問介護員及び町が指定する研修修了者による生活援助	10 指定事業所
生活援助型訪問サービス （緩和型・シルバー人材センター）	町が指定する研修修了者による生活援助	1 委託事業所

通所型サービス	内容	平成 29 年度 サービス提供事業所数
介護予防型通所サービス （現行相当）	入浴、排泄、食事等の介助を含む通所サービス	47 指定事業所
生活援助型通所サービス （緩和型・事業所）	入浴、排泄、食事等の介助を含まない短時間通所サービス	6 指定事業所

介護予防ケアマネジメント	内容	平成 29 年度 サービス提供事業所数
プラン A（現行相当）	予防給付と同等ケアプランによる支援	播磨町地域包括支援センター （委託居宅支援事業所）

### 今後の施策展開

住み慣れた地域で、高齢者自身の能力を最大限に活かしつつ、その人らしい自立した生活ができるよう、既存の訪問介護事業所・通所介護事業所や、民間事業者・NPO・ボランティアなどの住民等が参画する多様な主体によるサービスを総合的に提供できるよう努めます。

### (3) 生活支援サービスの体制整備

平成 28 年（2016 年）10 月より社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを 1 名配置し、資源の把握、関係者のネットワークづくりを始めています。生活支援協議体の設置に向けて、講演会や集いの場での話し合いを通じて地域住民の共通理解を深めていきます。また、生活支援の担い手として「生活支援サポーター」の養成を実施しており、修了者には今後の活動についての紹介を行い、ボランティア活動や緩和型訪問介護サービスの担い手として活動しています。

生活支援コーディネーターを中心に、保健、福祉、生涯学習の町担当部署や地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域の関係団体、NPO 等との連携を図り、高齢者の主体的な活動への参加を促進する取り組みを推進します。

第 7 期では、広報活動及びフォローアップに力を入れ、サポーター養成研修修了後の継続活動者の増加を目指します。

サポーター養成研修	平成 28 年度	平成 29 年度
開催数（コース）	2（3 日間）	2（4 日間）
受講実人数（人）	81	34
修了者人数（人）	72	15
地域のつどいの場（会場数）	—	1

#### 今後の施策展開

地域の住民が自分らしく活躍できるコミュニティを育成することで、多様な生活支援を地域の中に確保し、助け合いながら暮らすことができる地域づくりを推進します。生活支援協議体の設置については、自治会単位の設置を目標に活動し、その後、いくつかの協議体が出来ればそのコミセン区単位での協議体の設置を目指します。

## 第5節 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの構築を進めるために、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化を図っていきます。

### (1) 適切な人員体制の確保と役割分担

介護支援専門員を平成27年度（2015年度）2人、平成28年度（2016年度）1人、合計3人増員し5名体制としました。

今後も在宅医療・介護連携の推進や地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備等、地域包括支援センターの担う役割はますます大きくなり、認知症への対応も更に重要となっていくことから、保健師の増員と認知症支援専門員の配置について検討し、適切な人員体制の確保を図ります。

地域包括支援センター		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置箇所数（ヶ所）		1	1	1
人員体制	保健師（人）	1	1	1
	社会福祉士（人）	1	1	1
	主任介護支援専門員（人）	1	1	1
	介護支援専門員（人）	4	5	5

### 今後の施策展開

包括支援センターの人員体制については、適宜見直しを行い、高齢者人口の増加や地域包括ケアシステム構築のための新たな業務量に見合った人員体制の確保に努めます。

### (2) 地域包括支援センターの円滑な運営

地域包括支援センターは、支えが必要な高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。保健、介護、福祉という三分野の専門職が連携し、町や地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者、ボランティア等と協力しながら地域の高齢者の相談に応じます。

#### ①介護予防ケアマネジメント事業

地域の高齢者が要介護状態になることを予防するためのケアプランの作成及びプランの評価を実施しました。

## ②総合相談・権利擁護事業

地域の総合相談窓口として、介護や福祉や保健、高齢者虐待防止、消費者被害等の様々な相談に応じ、関係機関等と連携しながら、課題の解決を図りました。

## ③包括的・継続的マネジメント支援事業

介護支援専門員に対する日常的な支援や相談、困難事例等への指導・助言・対応支援等を行い、介護支援専門員のネットワーク構築を行い、資質向上のための研修会等を実施します。また、関係機関との積極的な連携構築を図り、情報交換や意見交換の機会を設けました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防支援計画（件） （うち委託）	3,795 (1,173)	4,119 (1,172)	3,871 (1,060)
総合相談延件数（件）	1,041	1,472	1,166
楽々くらぶ利用者ケアプラン （件）（前期＋後期）	207	189	—
認知症サポーター 養成講座	（回）	18	16
	（人）	664	571
高齢者情報交換会	毎月 1 回	毎月 1 回	毎月 1 回
地域ネットワーク会議	毎月 1 回	毎月 1 回	毎月 1 回
民生委員協議会 定例会合同研修会	毎月 1 回	毎月 1 回	毎月 1 回
地域包括支援センター 運営協議会	年 1 回	年 2 回	年 2 回

### 今後の施策展開

今後も地域包括支援センターとの連携を図り、組織の円滑な運営を支援します。

### (3) 地域包括支援センターの定期的な点検と適切な評価

P D C A サイクルの充実による効果的な運営の継続という観点から、町及び地域包括支援センターは、運営協議会と効果的に連携を行いながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行います。

地域包括支援センターの評価にあたっては、事業評価のプロセスの明確化、センター自身による自己評価を容易にする共通の自己評価表や町による実地指導を容易に行うためのチェック表の実施等、円滑に評価が行われるよう努めます。

### 今後の施策展開

地域包括支援センターの自己評価を活用し、第 7 期計画の中で機能強化を検討します。

## 第6節 見守りネットワークの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安心・安全な地域の体制が重要となります。特に、一人暮らし高齢者や認知症高齢者は、緊急時の対応や周りの人からの支援が不可欠です。近隣住民同士の関わりに加え、行政やボランティア、民間企業、民生委員等、多様な角度から連携を図ることで地域の見守り力が強まるように地域包括支援センターが中心となり、地域見守りネットワークの構築に取り組んでいます。

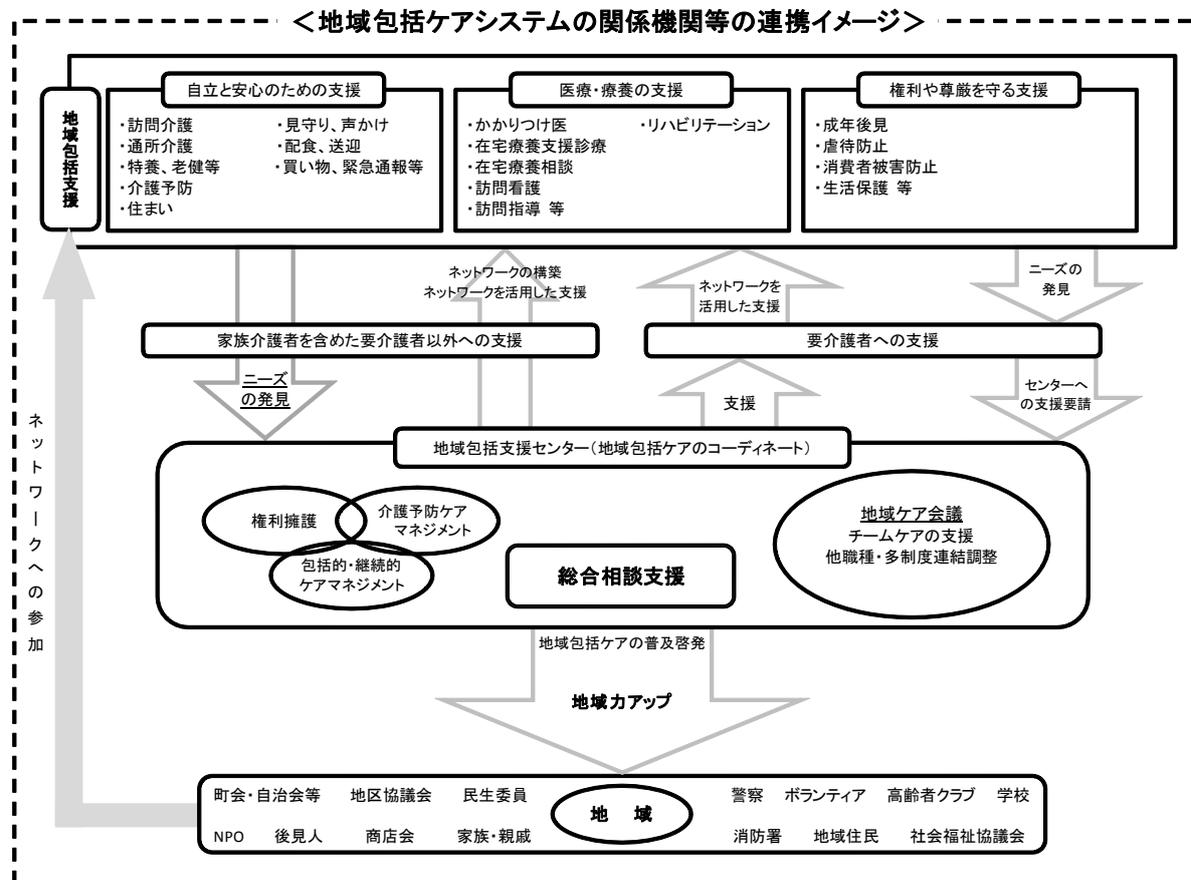
### (1) 地域見守りネットワーク体制の強化

#### ① 地域包括支援センターと民生委員との連携体制の強化

高齢者やその家族が地域から孤立することなく、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目的に、地域の高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターと民生委員との連携を深めるため、定期的に情報交換等を行う連絡会を立ち上げました。

#### 今後の施策展開

高齢者やその家族と地域住民、関係機関がより密接に連携できるよう、地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を推進します。



## ②生活支援員（L S A）との連携による支援体制の充実

町内に所在する特別養護老人ホームで、生活支援員（L S A）を 24 時間体制で配置し、地域の在宅高齢者を対象に見守り訪問や地域における家族介護支援にかかる事業を実施しています。また、「地域サポート型施設」として県の認定を受けた社会福祉法人に対し、24 時間体制の地域見守り体制の充実を図るため事業にかかる経費の一部に補助を行っています。

		平成 28 年度	平成 29 年度
地域サポート型施設	設置数（ヶ所）	1	1
	利用者数（人）	1	1

### 今後の施策展開

地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を進めるとともに、地域サポート型施設の L S A と連携を図り支援の輪を拡充していきます。

## （2）災害時における支援体制の構築

### ①災害時における支援体制の構築

地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援について必要な事項を定めた「播磨町避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、支援体制の強化を図るとともに、緊急時の情報伝達や避難誘導、避難場所の確保、救助体制の充実を図っています。また、福祉避難所における模擬訓練の実施や支援物資の充実などを進め、効果的な運営ができるよう、体制の整備を行っています。

### 今後の施策展開

今後も危機管理部局や関係機関と連携を深め、災害時要配慮者支援の取り組みを広げていきます。

### ②避難行動要支援者の把握及び名簿の活用

避難行動要支援者を把握し、災害時の避難支援に資するため、要配慮者実態調査（悉皆調査）を行い、避難行動要支援者名簿を作成し、危機管理部局との情報共有を行っています。

平成 27 年度（2015 年度）に 2 自治会が個別避難計画を策定し、計 5 自治会が名簿を活用しています。

避難行動要支援者数（人）	1,002
個別避難計画策定済自治会（自主防災組織）	5 自治会

#### 今後の施策展開

災害時の避難支援に迅速に対応するため、避難行動要支援者名簿を、各自主防災組織を中心に行われる個別避難支援計画の整備に活用しています。今後も危機管理部局や関係機関と連携を深め、各自主防災組織の個別避難支援計画の取り組みに役立てていきます。

### 第7節 居住環境の整備

高齢者が豊かで自立した生活を営むためには、身体機能等の低下に配慮した形で、日常生活の基盤となる住宅を整備していくことが必要です。高齢者の生活様式に対応した住宅に改造するための費用助成や「播磨町バリアフリー基本構想」に基づく事業を実施し、高齢者の自立に配慮した居住環境の整備を推進します。

#### (1) 住宅改造助成事業

介護保険サービスの住宅改修に加え、高齢者及び心身障がい者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送ることができるように、既存の住宅を、高齢者及び心身障がい者に対応した住宅に改造するために要する費用の一部を助成しています。住民からのニーズが高い事業となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数（件）	44	42	30
（うち特別型）	29	25	20

#### 今後の施策展開

広報等による情報提供だけでなく、居宅介護支援事業所や、施工事業者においても制度の理解を浸透してきています。特別型は、介護保険サービスの住宅改修と合わせて改修を行う場合に利用されることがほとんどで、今後も引き続き各関係機関と連携を図りつつ、継続して事業を実施していきます。

## (2) 高齢者の住まいの確保

### ① サービス付き高齢者向け住宅

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、生活の基盤となる住まいを中心に、医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制づくりが重要です。

高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、バリアフリー、安否確認・生活相談サービス等の提供、入居に係る契約形式等に関する一定の基準を満たしたサービス付き高齢者向け住宅を始めとする高齢者向けの賃貸住宅は、6 期中に 2 施設が開業し、現在 3 施設となっています。

	平成 29 年度
サービス付き高齢者向け住宅の数（室）	78

#### 今後の施策展開

サービス付き高齢者住宅等への住み替えを希望する方に、必要な情報提供を行っていきます。

### ② 養護老人ホーム

低所得で身寄りがなく虚弱である等、在宅での生活が困難な高齢者を対象に、「入所判定委員会」で意見を聞き、養護老人ホームへの適切な入所措置を行っています。

第 6 期中に養護老人ホームへの新規入所者はありませんでした。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入所者数（人）	5	5	3

#### 今後の施策展開

高齢化に伴い、低所得で身寄りがなく虚弱である等、在宅での生活が困難な高齢者の増加が予想されることから、「入所判定委員会」で意見を聞き、養護老人ホームへの入所が必要な高齢者に対し、適切に入所措置を行っていきます。

### (3) ユニバーサル社会の推進

「播磨町バリアフリー基本構想」に基づき、だれもが利用しやすいまちの環境整備を図るため、公共施設や道路等の整備、交通環境の充実のための取り組みを行っています。また、そのための心のバリアフリーについての啓発を進めています。

#### ①公共施設や環境の整備

本町と県では、地権者の協力が得られた箇所については、歩行者・自転車等が安全で快適な通行が出来るよう道路のバリアフリー化を進めています。

特に、バリアフリー基本構想の重点整備地区においては、バリアフリー化済歩道延長を行っています。

また、放置自転車対策としては、JR 土山駅周辺、山陽電鉄播磨町駅周辺に放置禁止区域を設置し、安全な通行の確保に努めています。

#### 今後の施策展開

公共施設のバリアフリー化や安全な道路環境の確保等、「播磨町バリアフリー基本構想」福祉のまちづくりに関する法令・条例に基づき、誰もが安全に安心して暮らしていけるまちづくりに努めます。

#### ②心のバリアフリーの啓発

高齢者や障がい者のために特別に整備するのではなく、すべての人が社会に参加できるよう、「ユニバーサル社会」の推進「心のバリアフリー」推進のための取り組みとして、講演会や広報はりに思いやりや助け合いの心の醸成を図るための啓発記事を定期的に掲載しています。

#### 今後の施策展開

年齢、性別、障がいの有無、文化等の違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として支え合う中で、安心して暮らし、ひとり一人が持てる力を発揮して元気に活躍できる「ユニバーサル社会」の推進に向けて、啓発活動に努めます。

## 第8節 各種相談体制の充実

本町では、日常生活での心配ごとや介護について等、様々なことに対して、関係機関が連携するとともに、相談窓口の周知及び相談体制の充実を図ります。

### (1) 相談窓口の充実

本町では、日常生活での心配ごとや介護について等、様々なことに対して町担当部署及び地域包括支援センターを主な相談窓口としています。日常生活での心配ごとや介護について等、様々なことに対して町担当部署及び地域包括支援センターを主な相談窓口とし、その他の各関係機関も含む相談窓口の内容の充実及び質の向上に努めます。

心配ごと相談や弁護士による法律相談・女性法律相談、困りごと相談(人権相談)の相談日を設定し、広報紙等で周知に努めています。

#### 今後の施策展開

日常生活の心配ごとや介護について等、様々なことに対して町担当部署及び地域包括支援センターを主な相談窓口としています。今後も、その他の各関係機関も含む相談窓口の内容の充実及び質の向上に努めるとともに、継続していきます。

### (2) 地域包括支援センターにおける総合相談支援

総合的な相談窓口として、介護保険、介護予防、高齢者の権利擁護等の保健・医療・福祉全般の相談を受け、関係機関との連絡調整を行い、適切なサービスにつないでいます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談実件数 (件)	688	809	740
相談延件数 (件)	1,041	1,472	1,166

#### 今後の施策展開

総合的な相談窓口として、介護保険、介護予防、高齢者の権利擁護等の保健・医療・福祉全般の相談を受け、関係機関との連絡調整を行い、適切なサービスにつないでいます。地域生活に密着したきめ細やかな相談支援活動をより一層推進していきます。